

## 破砕業の用に供する施設の構造基準の概要

施設の構造基準の詳細及び立地基準については、指導要綱を参照してください。

構 造 基 準		確 認 欄
破 砕 前 処 理 施 設	<b>据付型施設</b>	
	<b>1 自重，積載荷重その他の重量，地震力及び温度応力に対して，構造耐力上安全であること</b>	
	<b>2 計画解体自動車を処理する能力があること</b>	
	<b>3 腐食防止措置がとられていること</b>	
	<b>4 飛散，流出，騒音等の防止</b> (1) 処理に伴って粉じんの発生するおそれがある場合には，粉じん防止装置が設けられていること (2) 必要に応じ，振動の周囲への伝搬を防止するため，大型基礎設計，防震装置の設置等の措置が講ぜられていること (3) 必要に応じ，騒音が場外に漏れるのを防止するため，周囲に防音壁が設けられていること	
	<b>移動式処理施設</b>	
	<b>1 自重，積載荷重その他の重量，地震力及び温度応力に対して，構造耐力上安全であること</b>	
	<b>2 計画解体自動車を処理する能力があること</b>	
	<b>3 飛散，流出，騒音等の防止</b> (1) 処理に伴って発生する解体自動車の破片等の事業場外への飛散及び流出を防止するため，必要な措置が講じられていること (2) 処理に伴って粉じんの発生するおそれがある場合には，粉じん防止装置が設けられていること (3) 移動時に，解体自動車の破片等が飛散し，又は流出しないような構造であること (4) 著しい騒音又は振動を発生して，周囲の生活環境を損なうものではないこと	
	<b>可動型施設（重機）</b> <b>1 飛散，流出，騒音等の防止</b> (1) 処理に伴って発生する解体自動車の破片等の事業場外への飛散及び流出を防止するため，必要な措置が講じられていること (2) 処理に伴って粉じんの発生するおそれがある場合には，粉じん防止装置が設けられていること (3) 移動時に，解体自動車の破片等が飛散し，又は流出しないような構造であること (4) 著しい騒音又は振動を発生して，周囲の生活環境を損なうものではないこと	
破 砕 施 設	<b>1 自重，積載荷重その他の重量，地震力及び温度応力に対して，構造耐力上安全であること</b>	
	<b>2 計画解体自動車を処理する能力があること</b>	
	<b>3 腐食防止措置がとられていること</b>	
	<b>4 飛散，流出，騒音等の防止</b> (1) 屋根，壁等があり，床を鉄筋コンクリート等で築造した建物内に設置されていること (2) 破砕によって生じる粉じんの周囲への飛散及び流出を防止するために必要な集じん機及び散水施設が設けられていること (3) 必要に応じ，振動の周囲への伝搬を防止するため，大型基礎設計，防震装置等の設置等の措置が講じられていること (4) 必要に応じ，騒音が場外に漏れるのを防止するため，周囲に防音壁が設けられていること	

構 造 基 準		確 認 欄
解体自動車の保管施設	<b>1 下記の基準に合致した囲いが設けられていること</b> <b>【事業場全体が囲まれている場合には新たな設置は不要】</b> (1) 人がみだりに立ち入ることを防止できること (2) 高さ1.8m以上であること (3) 容易に倒壊しないもので、囲いに荷重がかかる場合は構造耐久上安全であること (4) 施錠できる門扉を有すること (5) 保管場所の境界を明確にするための措置が講じられていること	要設置 / 不要
	<b>2 下記の表示がされていること</b> (1) 保管場所の見やすい箇所に標識を設けること (2) 標識には必要な事項が記載されていること	
解体自動車前処理後の保管施設	<b>1 下記の基準に合致した囲いが設けられていること</b> <b>【事業場全体が囲まれている場合には新たな設置は不要】</b> (1) 人がみだりに立ち入ることを防止できること (2) 高さ1.8m以上であること (3) 容易に倒壊しないもので、囲いに荷重がかかる場合は構造耐久上安全であること (4) 施錠できる門扉を有すること (5) 保管場所の境界を明確にするための措置が講じられていること	要設置 / 不要
	<b>2 下記の表示がされていること</b> (1) 保管場所の見やすい箇所に標識を設けること (2) 標識には必要な事項が記載されていること	
自動車破砕残さの保管施設	<b>1 自動車破砕残さを保管するのに十分な容量を有すること</b>	
	<b>2 床面が下記の基準に合致していること</b> (1) 鉄筋コンクリート又はこれと同等の効果を有する材質で築造（無筋の場合、厚さ10mm以上の鉄板を敷く等）されていること (2) 床面の厚さが15cm以上であること（廃棄物処理法の産業廃棄物収集運搬業（積替保管行為を含む）若しくは処分業の許可を受けた事業者の既存の施設を用いる場合は10cm以上） (3) 液状物が自然に排水溝に集まるような傾斜があること	
	<b>3 排水処理施設等が以下の基準に合致していること</b> <b>【自動車破砕残さの保管に伴い汚水を生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合に限る】</b> (1) 汚水により、公共水域及び地下水汚染を防止するのに、十分な能力を有する排水処理施設及び排水溝が設けられていること (2) 排水処理施設は流入する汚水の量に応じた処理能力を有すること (3) 排水溝は以下の基準に合致していること イ 汚水が滞留せず、排水処理設備に流入するような傾斜を有すること ロ ひび割れがないこと ハ 事業所内に降った雨水が流入しないこと	要設置 / 不要
	<b>4 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、床面に雨水等がかからないよう屋根又は覆いを設けること</b>	
	<b>5 下記の表示がされていること</b> (1) 保管場所の見やすい箇所に標識を設けること (2) 標識には必要な事項が記載されていること	

構 造 基 準		確 認 欄
そ の 他	1 事業所内に管理事務所が設置されていること	
	2 作業員の動線が設定されていること	
	3 排水の方法が以下の基準に合致していること (1) 排水を放流するための放流先が確保されていること (2) 放流先までの管渠等の設備が整備されていること	
	4 外部からの雨水の流入を防止するための措置が講じられていること	
	5 解体自動車等の搬入道路が以下の基準に合致していること (1) 道路幅員は搬入出の車両の通行に支障がないこと (2) 搬入道路はアスファルト等で舗装されていること	
	6 駐車設備を有すること	
	7 消火設備を有すること	
	8 洗車設備を有すること	